建設工事に係る業務委託における主任技術者及び照査技術者の資格について
よくある質問（ＦＡＱ）

Ｑ１　配置する技術者について、業務に該当する部門の資格が必要か。

Ａ１　土木工事に係る設計・調査等業務委託における主任技術者及び照査技術者の資格要件のとおり、技術士については、業務に該当する技術士法第４条第１項の技術部門※1（「建設部門」・「応用理学部門」・「総合技術監理部門」など２１部門）とします。なお、技術管理者、RCCM及び土木学会認定技術者は、部門を問いません。

※１　上記技術部門は、建設コンサルタント登録規程による登録部門とは異なります。

Ｑ２　資格確認はどのように行うのか。

Ａ２　当初契約時に提出される「主任技術者及び照査技術者選任届」により資格確認資料の添付を求め、確認を行います。

Ｑ３　契約後、照査技術者がやむを得ない事情（退職、傷病等）により、当該技術者が業務に携わることができなくなってしまったが、当該企業に他に必要な資格を有する者を雇用していない場合、第三者（企業）に照査技術者を委任することができるか。

Ａ３　契約後、当該企業が雇用する技術者を配置できない場合は、状況に応じて契約解除を検討します。

Ｑ４　主任技術者、照査技術者に資格を求めることになるが、それぞれが従事することができる土木工事に係る委託業務の兼務件数に制限はあるのか。

Ａ４　兼務する業務の件数に制限はありません。

Ｑ５　主任技術者と照査技術者は、兼務できるのか。

Ａ５　委託契約書第11条により、主任技術者と照査技術者は兼務することはできません。

Ｑ６　契約後、主任技術者又は照査技術者の途中交代は認められるのか。

Ａ６　主任技術者及び照査技術者は原則として変更できません。ただし、死亡・傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由による場合は変更が可能です。この場合には、同等以上の技術者とするものとし、変更にあたっては、受注者は発注者の承諾を得なければなりません。

Ｑ７　落札後、主任技術者又は照査技術者が、資格を失ってしまったが、業務を継続することはできるか。

Ａ７　資格要件を失った者は、主任技術者又は照査技術者として業務を継続することができません。同等の資格を有する技術者に変更し、県に通知してください。

Ｑ８　第三者照査を求める者についても、同様に資格要件を求めるのか。

Ａ８　調査対象者において選任する照査技術者と同等の免許、資格等を有する者としていることから、第三者照査を行う者についても、同様に資格要件を求めます。

Ｑ９　用地測量業務の主任技術者には測量業務の資格要件を求めるのか。

Ａ９　用地測量業務は「用地調査等共通仕様書」に基づいて実施するため、用地調査等業務の資格要件を求めることとなります。

【業務】建設工事に係る業務委託（測量・設計コンサルタント業務等）の
低入札価格調査制度（第三者照査関係）について、よくある質問（ＦＡＱ）

Ｑ１　第三者照査とは、どのような照査か。

Ａ１　委託業務の成果品の品質の確保及び向上を図るため、調査基準価格を下回る価格で入札した者と契約した場合、当該受注者が自ら行う照査に加えて、第三者による照査を行わなければならないこととしており、この照査を第三者照査といいます。従って、基本的に受注者が行う照査と同じ内容となります。

Ｑ２　第三者照査の対象となる業務は、どのような業務か。

Ａ２　第三者照査の対象となる業務は、照査技術者を配置して照査を行う業務であり、個別の業務の入札において、特記仕様書に第三者照査対象業務である旨を記載してあります。

Ｑ３　第三者照査を行う場合、受注者の照査技術者は配置しなくてよいのか。

Ａ３　受注者の照査技術者を配置して行う照査に加えて、第三者照査を義務付けていますので、受注者の照査技術者の選任は必要です。

Ｑ４　測量、調査及び設計の複合業務の場合、それぞれの業務種別で第三者照査を行わなければならないのか。また、その際、それぞれの業務で第三者照査の技術者を配置しなければならないのか。

Ａ４　特記仕様書において、それぞれの業務で照査技術者の配置を求めた場合は、それぞれの業務で第三者照査を実施しなければなりません。ただし、この場合、一人の照査技術者が複数の業務において要領の「別紙第三者照査を行う者の要件」を満たす場合は、兼務することは可能です。

Ｑ５　第三者照査概要書（別紙５）の配置技術者の実務経験の項目（最終学歴・経験年数）を証明する書類は何を提出すればよいのか。

Ａ５　第三者が作成する当該技術者本人の履歴書（最終学歴、業務経歴がわかるもの）を添付してください。

Ｑ６　第三者照査を受託する者が見つからない場合、どうすれば良いか。

Ａ６　調査基準価格を下回る応札の場合、入札価格の内訳書とともに第三者照査専任予定届出書の提出を求めます。また、同届出書に第三者照査選任予定を「ない」と記載した場合は、聞き取り調査の前に、失格とし、聞き取り調査を実施しません。なお、第三者照査選任予定を「あり」と記載した場合は、聞き取り調査の対象とすることから、聞き取り調査を辞退することはできません。

Ｑ７　第三者照査選任予定届出書を提出しない場合どうなるのか。

Ａ７　第三者照査選任予定届出書を提出しなかった場合は、失格となるだけでなく、不誠実な行為として指名停止となる場合があります。

Ｑ８ 第三者照査を受託する者は、当該業務の入札参加者でも可能か。

Ａ８　要領の「別紙第三者照査を行う者の要件」を満たしていれば、当該業務の入札参加者でも可能です。

Ｑ９　「過去に岡山県が発注した業務において、調査対象者から第三者照査を受託し、又は調査対象者に第三者照査を委託したことのない者であること。」とあるが、「過去」に期限はあるのか。

Ａ９　期限は無期限としており、調査対象者と第三者照査の受託者の関係は、一回のみとなります。

Q10　「恒常的な雇用関係」とは、指名通知日以前に３ヶ月以上（一定期間）の雇用関係を求めるのか？

Ａ10　指名通知日以前に第三者との雇用関係（常時雇用）があることを健康保険被保険者証等の写しで証明してもらうこととしており、それ以上の雇用期間までは求めていません。

Q11　複数の第三者照査対象業務の入札の低入札価格調査において、第三者照査を受託する者が同じである場合、落札決定はどうなるのか。

Ａ11　複数の第三者照査対象業務の入札の低入札価格調査において、第三者照査を受託する者が同じ「第三者」である場合、先に落札決定のあった業務について当該「第三者」が第三者照査を受託することとなるため、それ以外の業務については「第三者」とすることは認められず、それ以外の業務について落札者となれません。

従って、先に落札決定のあった業務以外の業務については、すぐに入札を行った県民局などへ連絡してください。

なお、同一の「第三者」による第三者照査対象業務の落札決定の順番は次のとおりです。

＜同一の入札執行機関の場合＞

１ 入札指名委員会の開催日順

２ 入札指名委員会が同日開催の場合は、入札日順

３ 入札日が同日の場合は、指名通知日の早い案件順

４ 指名通知日が同日の場合は、案件番号順

＜異なる入札執行機関の場合＞

１～３は、上記と同じ

４ 指名通知日が同日の場合は、行政順に落札決定を行う。

＊１　行政順とは、県民局の例で言えば、備前県民局、備中県民局、美作県民局の順となる。

＊２　案件番号は、岡山県電子入札システムにログインし、受注者トップ画面の「指名競争入札」の「入札調達案件一覧」で確認できる。また、入札情報サービスの「入札予定」の「入札予定一覧」の「入札予定詳細」でも確認できる。